

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
給食業務の部外委託		作成	令和 4 年 1 2 月 6 日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	小倉駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の小倉駐屯地（以下、「官側」という）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料などの運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表 1—駐屯地食堂における 1 日あたりの標準的な食数及び配食レーン

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝食	食数	3 9 0 食	2 3 0 食
	食事時間	0 6 1 0～0 7 0 0	
	曹士食堂	1 コ配食レーン	
	幹部食堂	1 コ配食レーン	
昼食	食数	4 2 5 食	1 9 0 食
	食事時間	1 1 3 0～1 3 0 0	1 2 0 0～1 3 0 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	幹部食堂	1 コ配食レーン	
夕食	食数	3 7 5 食	1 6 0 食
	食事時間	1 7 1 0～1 8 3 0	1 7 3 0～1 8 3 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	幹部食堂	1 コ配食レーン	
注記 各食事時間は、基準であり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策実施により、食堂入室人員の制限等により変更する。			

詳細は、別紙第 1 「令和 4（3）年度における食数の実績及び作業に必要な従事者数の参考値」参照

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、別紙第 1 及び別紙第 2「小倉駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前 3 号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを 1 回 1 0 0 食以上提供する集団給食業務経験が 1 年以上の者かつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を 5.3 に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- 1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- 3) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
※ ただし、5（4）③に記述される、「10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。」については、官側としてこれを要求しない。
受託業者が自主的に実施する場合は、受託業者の負担とする。
- 5) 福岡県及び北九州市で定める食品衛生に関する条例
- 6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- 7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（改正）に基づく、外食業の事業継続のためのガイドラインに従い、食堂運営をすること。
- d) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の小倉駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に白を基調とした清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。

- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶への詰め替えを含む。）を、隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具などの洗浄、整備及び格納

調理器材、用具などの使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃は表2のとおりであるが、調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

表2—厨房の清掃

清掃場所	m ²	備 考
厨房（食器洗浄エリアを除く）	3 0 4 . 6 4 m ²	
下処理室、野菜室	3 2 . 5 1 m ²	
裁断室	5 6 . 2 5 m ²	
調理室	2 4 . 7 5 m ²	
冷蔵庫、冷凍庫、予冷庫	4 8 . 1 9 m ²	
残飯処理室	1 4 . 1 0 m ²	
廃油置場	1 0 m ²	食厨房外
前室、什器庫	2 3 . 0 1 m ²	
更衣室、廊下、男女便所	1 0 7 . 5 7 m ²	

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。

b) 調理・配食作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は良好されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか。
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか。
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか。
		配食開始は遅延せず、定められた時間に配食されたか。
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受入に協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表3のとおりとする。

表3—官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備 考
給食予定人員	月1回	翌月分を前月10日まで	4月分は左記に関わらず引継ぎ期間に通知
献立表	月1回	同 上	同 上
確定人員 献立材料表	週3回	当該給食日の3～7日前基準	下記の通り通知することを例とする。 1 火曜日に土～月曜日分を通知 2 前週木曜日に火・水曜日分を通知 3 前週金曜日に木・金曜日分を通知
調理及び配食細部要領	平日毎日	平日朝 09:00	
各種検査等及び実習生の受入れ		当該月の1か月前の10日まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務経験関連資料	年1回	業務開始20日前まで	
作業従事者一覧	年1回	業務開始20日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者調理師免許の写し(免許保有者のみ)	年1回	同 上	同 上
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月24日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の20日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表(勤務予定表)	月1回	翌月分を前月20日まで	1 受託年度4月分は業務開始の20日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月7日まで	
保健所等による営業許可証の写し	年1回	業務開始20日前まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に係る陸上自衛隊小倉駐屯地食堂，厨房，控室及び更衣室

b) 設 備

別紙第3のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気，ガス，水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし，受託者の故意又は過失により施設，設備等に損害を与えた場合は，官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は，この仕様書に疑義が生じた場合は，契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き，作業従事者の被服，清掃用具，洗剤，事務用品，各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

別紙第4「(給食業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は，翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は，当該引継ぎが当該年度内3月31日まで完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき，政令で定める飲食店営業施設に該当するので，受託者は，契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき，厚生労働省令で定めるところにより，給食施設(駐屯地隊員食堂)における飲食店営業(一般食堂)の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し，給食を廃止する場合は，食品衛生法施行細則第5条の2，第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.8 仕様書に関する疑義

受託者は，この仕様書に疑義が生じた場合は，契約担当官と協議するものとする。

令和 4（3）年度における食数の実績及び作業に必要な従事者数の参考値（4～6 月分）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たり の作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
4 月	平日	朝	462	213	371	7,784	30	210	4	840	37
		昼	539	99	421	8,841	30	270	4	1,080	33
		夕	458	97	349	7,333	30	210	4	840	35
		計	—	—	—	23,958	90	690	—	2,760	—
	休日	朝	351	191	298	2,680	30	60	1	60	45
		昼	285	123	194	1,742	30	180	4	720	10
		夕	221	180	200	1,601	30	120	4	480	13
		計	—	—	—	6,023	90	360	—	1,260	—
5 月	平日	朝	468	230	365	6,565	31	217	4	868	30
		昼	515	188	402	7,233	31	279	4	1,116	26
		夕	469	184	359	6,461	31	217	4	868	30
		計	—	—	—	20,259	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	437	147	249	3,240	31	62	1	62	52
		昼	356	95	184	2,386	31	186	4	744	13
		夕	388	92	199	2,588	31	124	4	496	21
		計	—	—	—	8,214	93	372	—	1,302	—
6 月	平日	朝	851	151	361	7,933	30	210	4	840	38
		昼	888	165	379	8,348	30	270	4	1,080	31
		夕	829	144	368	8,096	30	210	4	840	39
		計	—	—	—	24,377	90	690	—	2,760	—
	休日	朝	826	177	452	3,619	30	60	1	60	60
		昼	923	177	439	3,514	30	180	4	720	20
		夕	850	176	405	3,236	30	120	4	480	27
		計	—	—	—	10,369	90	360	—	1,260	—

※ 休日の朝食は、パン等の配食作業

令和４（３）年度における食数の実績及び作業に必要な従事者数の参考値（７～９月分）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	１人当たり の作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
７月	平日	朝	417	271	365	7,309	31	217	4	868	34
		昼	487	293	388	7,758	31	279	4	1,116	28
		夕	440	302	376	7,528	31	217	4	868	35
		計	—	—	—	22,595	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	398	318	362	3,985	31	62	1	62	64
		昼	277	158	234	2,573	31	186	4	744	14
		夕	348	210	253	2,783	31	124	4	496	22
		計	—	—	—	9,341	93	372	—	1,302	—
８月	平日	朝	377	148	297	6,247	31	217	4	868	29
		昼	560	101	312	6,558	31	279	4	1,116	24
		夕	396	99	286	6,014	31	217	4	868	28
		計	—	—	—	18,819	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	351	154	241	2,414	31	62	1	62	39
		昼	214	101	155	1,554	31	186	4	744	8
		夕	237	101	164	1,644	31	124	4	496	13
		計	—	—	—	5,612	93	372	—	1,302	—
９月	平日	朝	439	212	360	7,203	30	210	4	840	34
		昼	503	291	414	8,271	30	270	4	1,080	31
		夕	475	270	382	7,641	30	210	4	840	36
		計	—	—	—	23,115	90	690	—	2,760	—
	休日	朝	373	342	359	3,592	30	60	1	60	60
		昼	274	210	235	2,350	30	180	4	720	13
		夕	308	210	235	2,354	30	120	4	480	20
		計	—	—	—	8,296	90	360	—	1,260	—

※ 休日の朝食は、パン等の配食作業

令和４（３）年度における食数の実績及び作業に必要な従事者数の参考値（１０～１２月分）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	１人当たり の作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
１０月	平日	朝	791	152	389	8,159	31	217	4	868	38
		昼	824	324	517	10,859	31	279	4	1,116	39
		夕	792	150	446	9,375	31	217	4	868	43
		計	—	—	—	28,393	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	829	241	421	4,208	31	62	1	62	68
		昼	857	156	343	3,430	31	186	4	744	18
		夕	797	147	292	2,922	31	124	4	496	24
		計	—	—	—	10,560	93	372	—	1,302	—
１１月	平日	朝	402	200	285	5,703	30	210	4	840	27
		昼	485	256	351	7,015	30	270	4	1,080	26
		夕	409	250	317	6,333	30	210	4	840	30
		計	—	—	—	19,051	90	690	—	2,760	—
	休日	朝	412	153	265	2,648	30	60	1	60	44
		昼	370	120	205	2,046	30	180	4	720	11
		夕	253	122	175	1,753	30	120	4	480	15
		計	—	—	—	6,447	90	360	—	1,260	—
１２月 (令和２年)	平日	朝	474	351	416	6,242	31	217	4	868	29
		昼	539	214	421	6,315	31	279	4	1,116	23
		夕	467	250	379	5,684	31	217	4	868	26
		計	—	—	—	18,241	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	265	119	188	3,007	31	62	1	62	49
		昼	190	98	140	2,245	31	186	4	744	12
		夕	174	97	129	2,059	31	124	4	496	17
		計	—	—	—	7,311	93	372	—	1,302	—

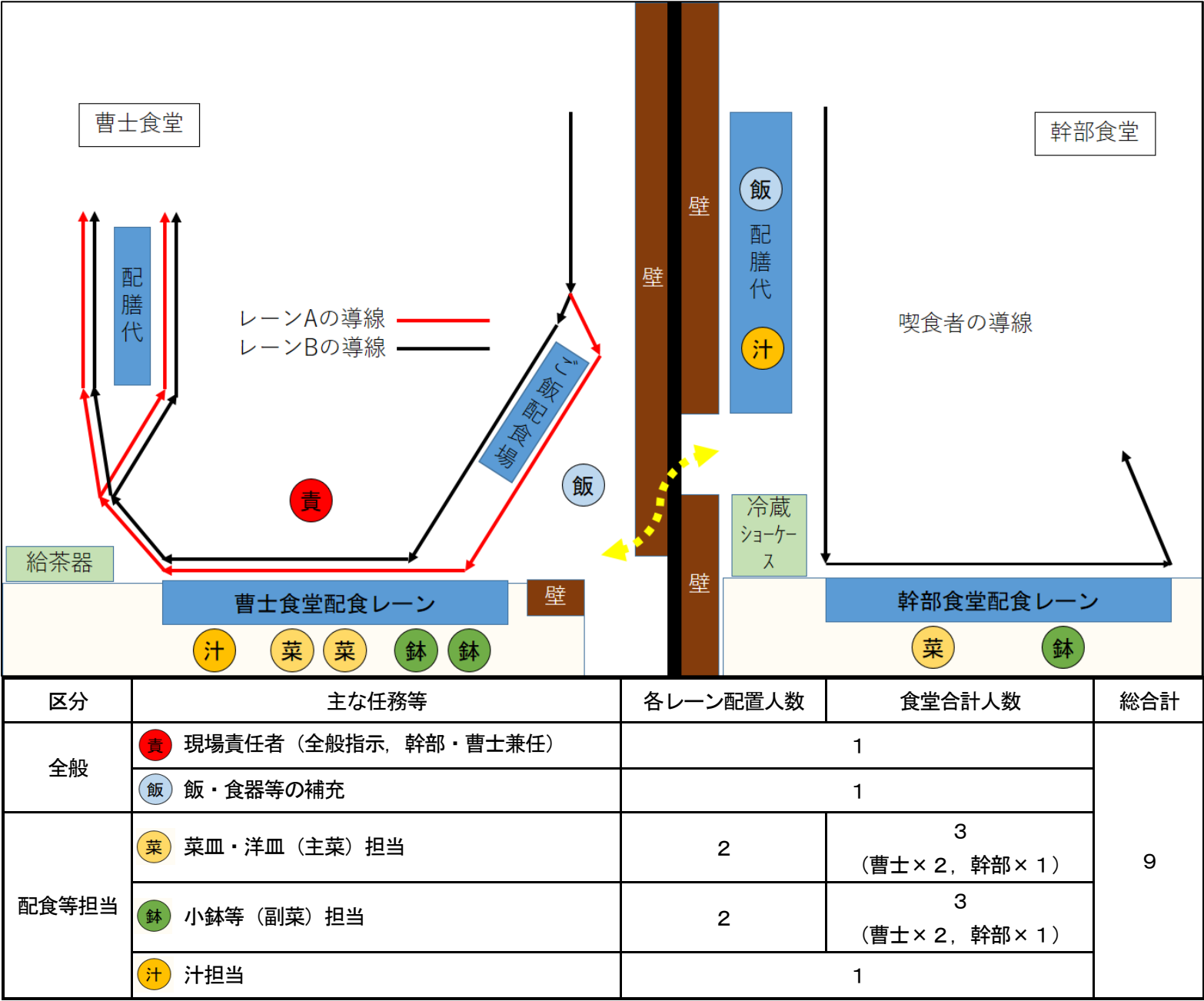
※ 休日の朝食は、パン等の配食作業

令和４（３）年度における食数の実績及び作業に必要な従事者数の参考値（１～３月分）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	１人当たり の作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
１月	平日	朝	519	287	395	7,506	31	217	4	868	35
		昼	474	302	397	7,551	31	279	4	1,116	27
		夕	464	173	351	6,670	31	217	4	868	31
		計	—	—	—	21,727	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	247	132	172	2,061	31	62	1	62	33
		昼	224	100	134	1,603	31	186	4	744	9
		夕	265	99	134	1,611	31	124	4	496	13
		計	—	—	—	5,275	93	372	—	1,302	—
２月	平日	朝	407	326	381	6,857	28	196	4	784	35
		昼	500	333	411	7,397	28	252	4	1,008	29
		夕	408	182	335	6,028	28	196	4	784	31
		計	—	—	—	20,282	84	644	—	2,576	—
	休日	朝	261	150	206	2,269	28	56	1	56	41
		昼	209	108	145	1,596	28	168	4	672	10
		夕	167	107	135	1,487	28	112	4	448	13
		計	—	—	—	5,352	84	336	—	1,176	—
３月	平日	朝	478	177	363	7,628	31	217	4	868	35
		昼	536	203	394	8,274	31	279	4	1,116	30
		夕	1778	177	409	8,591	31	217	4	868	40
		計	—	—	—	24,493	93	713	—	2,852	—
	休日	朝	211	158	184	1,835	31	62	1	62	30
		昼	222	126	159	1,588	31	186	4	744	9
		夕	206	120	157	1,573	31	124	4	496	13
		計	—	—	—	4,996	93	372	—	1,302	—

※ 休日の朝食は、パン等の配食作業

小倉駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



設 備

区 分		数 量	能 力
調理器材及び器具	連続式ガス炊飯装置2号	1台	140kg以上/h
	水圧洗米機	1台	21kg以上/回
	蒸気式煮炊き釜	4台	220L/台
	製氷器1号	1台	200Kg/日
	製氷器2号	1台	150kg/日
	野菜切裁機	2台	1200kg/h
	球根皮むき機	1台	350kg/h
	揚物機	1台	40L×2曹
	蒸し器1号	1台	60個(ハンバーグ)/h
	配食室用保冷库	1台	1,200L
	ガス回転釜	1台	54L
	適温・選択配食器材	2台	ホット(大・中)各1台 コールド中1台
	蒸気式食器消毒保管庫	3台	W914×L1920×H1580
	コンベクションオーブン	1台	ガス式20段
	蒸気湯沸かし器	1台	220L
	配食室用温蔵庫	1台	1500L
	包丁まな板殺菌庫	1台	包丁32本, まな板32枚
	真空マイクロ波加熱器	1台	10Kg/40分
	厨芥処理機	1台	10kg/分
	自動給茶器	4台	茶葉補給
	ゆで麺器	1台	12個口/2分
	コールドドリンクディスペンサー	3台	
	水槽	9台	
	調理台	3台	
	配食台	7台	
	靴オゾン殺菌庫	1台	36足
	包丁・まな板	使用分	
	保温配食コンテナ	使用分	
	配食缶	使用分	

「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)」

No	使用区分	品 名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷・保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル, 布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤, 弱アルカリ性洗剤	調理機械, 包丁, まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	バケツ	
17	厨房清掃用	ポリ袋	
18	厨房清掃用	水切り	
19	厨房清掃用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口, トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口, トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入口, トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※20 から 23 は官民共用となるため, 作業従事者数を基準とし, 官と要調整